福島県災害時交通マネジメント検討会　規約

（名 称）

第１条　　本会は、「福島県災害時交通マネジメント検討会」（以下「検討会」）と称する。

（目 的）

第２条　　検討会は、災害、交通事故等により幹線道路や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における緊急輸送の円滑化や幹線道路等の渋滞緩和を図るため、交通マネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な施策の検討・調整等を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第３条　　検討会は、前条の目的達成のため、次事項について、検討、調整及び検証を行うことを目的とする。

１）交通マネジメント施策の検討
２）交通マネジメント施策の実施に係る関係機関との調整
３）交通マネジメント施策の実施結果の検証
４）その他、必要な事項

（構 成）

第４条　　検討会は、別紙に掲げる者により構成する。

２　検討会は、必要に応じて、会長が召集する。
　なお、福島県から福島県地域防災計画に基づく開催の要請があった時は、検討会を招集するよう努めなければならない。

３　必要に応じ、市町村、公共交通事業者等の関係者の出席を求めることができるものとする。

（会長）

第５条　　検討会には会長を置くものとする。

１）　会長は、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長をもって充てる。
２）　被災地域、被災規模に応じて、郡山国道事務所長又は磐城国道事務所長がその職務を代行することができる。
３）　会長は、検討会を統括し、会議の議長を務める。

２　検討会は、知識と知見をもとに助言を頂くため、学識経験者のアドバイザーを置くものとし、会長が委嘱する。

（事務局）

第６条　　検討会の事務局は、国土交通省東北地方整備局道路部道路計画第二課、同省同局福島河川国道事務所調査課、同省同局郡山国道事務所調査課、同省同局磐城国道事務所調査課及び福島県土木部道路管理課に置く。

（その他）

第７条　　この規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、検討会の承認を得て定めるものとする。

（付 則）

１　この規約は、令和７年１２月１６日から施行する。

福島県災害時交通マネージメント検討会構成員

【委員】（規約第４条１項）

分　野	所　　属	役　　職	備　　考
道路管理者	国土交通省　東北地方整備局 道路部	道路計画第一課長	
道路管理者	国土交通省　東北地方整備局 道路部	道路計画第二課長	
道路管理者	国土交通省　東北地方整備局 道路部	道路管理課長	
道路管理者	国土交通省　東北地方整備局 福島河川国道事務所	所長	
道路管理者	国土交通省　東北地方整備局 郡山国道事務所	所長	
道路管理者	国土交通省　東北地方整備局 磐城国道事務所	所長	
道路管理者	福島県　土木部	道路管理課長	
道路管理者	東日本高速道路（株）東北支社 管理事業部	調査役	
道路管理者	東日本高速道路（株）東北支社 管理事業部	交通管理課長	
道路管理者	東日本高速道路（株）東北支社 管理事業部	交通技術課長	
交通管理者	福島県警察本部　交通部	交通規制課長	
公共交通機関	国土交通省　東北地方運輸局 福島運輸支局	主席運輸企画専門官	
公共交通機関	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	
関係機関	公益社団法人 福島県トラック協会	専務理事	
関係機関	公益財団法人　日本道路交通 情報センター　東京事務所	所長	

【アドバイザー】（規約第５条２項）

分　野	所　　属	役　職	氏　名
学識経験者	国立大学法人　福島大学	教授	吉田　樹
学識経験者	日本大学　工学部	准教授	川崎　洋輔
学識経験者	独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校	特命教授	芥川　一則